

## ●香川県監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成25年8月20日

香川県監査委員	林	勲
同	鍋	嶋 明 人
同	山	田 正 芳
同	十	河 直

- 1 監査対象部局 農政水産部
- 2 監査対象年度 平成24年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
東讃農業改良普及センター	平成25年4月10日
水産試験場	平成25年4月16日
赤潮研究所	〃
農業試験場	平成25年4月17日
畜産試験場	〃
東部家畜保健衛生所	〃
東讃土地改良事務所	平成25年6月10日
中讃土地改良事務所	〃
西讃土地改良事務所	平成25年6月11日
土地改良課	平成25年7月10日
農村整備課	〃
農業生産流通課	〃
水産課	平成25年7月11日
海区漁業調整委員会	〃
畜産課	〃
農業経営課	〃
農政課	平成25年7月12日
中讃農業改良普及センター	平成25年7月29日
西讃農業改良普及センター	〃
農業大学校	〃
西部家畜保健衛生所	〃

#### 4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

##### (1) 指摘事項

該当事項なし

##### (2) 指導注意事項

ア 収入事務について

コピー機に係る管理経費について、6か月及び1年請求が遅れるとともに、計算が誤っているので、差額分を追加で調定する必要がある。(東讃農業改良普及センター)

イ 物品の購入について

(ア) イベントで使用する牛肉等の検収日がイベント開催後となっていた。また、物品購入伺について、規格、単位など物品調達に必要な項目が記載されていなかった。(畜産課)

(イ) 物品について、新たな取引を廃止されている県庁生協から購入しているものがあった。(土地改良課)

ウ 旅費事務について

(ア) 自家用車を使用した県外出張は認められていないにもかかわらず、自家用車を使用して県外出張しているものがあった。(土地改良課)

(イ) 県外旅費について、帰着日から6か月を経過して支出しているものがあった。(土地改良課)

エ 手当の支給について

(ア) 出張目的地における勤務時間は、休憩時間を除く必要があり、所属長は命令時間、休憩時間を確認の上、承認する必要がある。(農業生産流通課)

(イ) 休日勤務命令等がなく代休日等に勤務し、休日給等が支給されていないものがあった。(水産課)

(ウ) 休暇を取得している日に家畜保健衛生業務手当が支給されているものがあった。(西部家畜保健衛生所)

オ 契約事務について

単価契約を締結していない牛用飼料の購入について、1回の購入額が3万円以下であっても、定期的に購入し、総額で3万円を超える場合は、複数の者から見積書を徴収するなど競争性を確保する必要がある。(畜産試験場)

カ 物品の管理について

(ア) 保管する劇物について、在庫量を把握するための管理簿を作成していないものがあった。また、在庫量については、使用の都度数量又は質量で管理し、管理責任者が押印するとともに、定期点検を実施する必要がある。(農業経営課)

(イ) 毒劇物管理簿について、在庫量の不一致や、使用者名の記載が漏れているもの、管理責任者による点検がなされていないものなどがあった。また、点検時に、保管量と毒劇物管理簿の在庫量が異なっているにもかかわらず追跡調査がなされておらず、毒劇物の管理が不十分であった。(農業大学校)

(ウ) デマンド監視装置について、借入品出納保管簿に登録されていなかった。また、共用責任者の指定簿が作成されていなかった。(農業大学校)

(3) 検討指示事項

該当事項なし